

議員提出議案第6号

大和市議会会議規則の一部を改正する規則について

大和市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月26日提出

提出者	大和市議会議員	高久	良美
賛成者	同	井上	貢
同	同	吉澤	弘
同	同	木村	賢一
同	同	布瀬	恵
同	同	堀合	研二郎
同	同	星野	翔

大和市議会議長 殿

提案理由

この規則を提出したのは、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の公布に伴う標準市議会会議規則の手続のオンライン化に関する改正等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市議会会議規則の一部を改正する規則

大和市議会会議規則(昭和42年大和市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「、」を「及び」に、「第138条～第143条」を「第138条～第144条」に、「第144条」を「第145条」に、「第145条～第149条」を「第146条～第150条」に、「第150条～第158条」を「第151条～第159条」に、「第159条～第164条」を「第160条～第166条」に、「第165条」を「第167条」に、「第166条」を「第168条～第170条」に改める。

第8条中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第2項本文中「ときは、」の次に「会議に宣言することにより、」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第15条中「そなえ」を「備え」に改める。

第16条中「中は」の次に「、」を加える。

第20条第1項本文中「承認」を「許可」に改め、同項ただし書中「の事件の撤回は」を「においては」に、「承認を得て、これを行うことができる」を「許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第21条(見出しを含む。)中「配付」を「配布」に改める。

第25条第1項中「終わった」を「終わった」に改める。

第28条中「第26条」の次に「(」を、「宣告)」の次に「)」を加える。

第29条の見出し及び同条第1項中「配付」を「配布」に改める。

第30条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「投票を投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条中「終わった」を「終わった」に改める。

第32条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条第1項本文中「事件は、」の次に「第141条((請願の委員会付託))に規定する場合を除き、」を加え、同項中「聞き」を「聴き」に改める。

第39条中「第41条」の次に「(」を、「報告)」の次に「)」を、「第42条」の次に

「(」を、「説明)」の次に「)」を、「第43条」の次に「(」を、「質疑)」の次に「)」を加える。

第41条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第45条第2項中「が終らなかった」を「を終わらなかった」に改め、「第39条」の次に「(」を、「順序)」の次に「)」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第46条第1項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第51条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第53条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「場合は」の次に「、」を加える。

第58条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第59条第1項中「終わった」を「終わった」に改める。

第63条中「第55条」の次に「(」を、「回数)」の次に「)」を、「第59条」の次に「(」を、「終結)」の次に「)」を加える。

第64条中「取り消し」の次に「、」を加える。

第65条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条中「議長は」の次に「、」を加え、「写」を「写し」に、「配付」を「配布」に改める。

第69条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項中「起立させ」の次に「、又は挙手させ」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加える。

第73条中「第28条」の次に「(」を、「閉鎖)」の次に「)」を、「第29条」の次に「(」を加え、「配付」を「配布」に改め、「点検)」の次に「)」を、「第30条」の次に「(」を、「投票)」の次に「)」を、「第31条」の次に「(」を、「終了)」の次に「)」を、「第32条」の次に「(」を、「効力)」の次に「) 第1項から第3項まで」を、「第33条」の次に「(」を、「報告)」の次に「)」を、「第34条」の次に「(」を、「保存)」の次に「)」を加える。

第76条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章第9節の節名中「、」を「及び」に改める。

第79条第1項中「いう。) は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削

る。

第83条第2項中「第80条」の次に「((公述人の発言))」を、「第81条」の次に「((議員と公述人の質疑))」を、「前条」の次に「((代理人又は文書による意見の陳述))」を加える。

第84条第1項中「し、又は記録」を削る。

第85条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第86条中「第64条」の次に「(」を、「訂正)」の次に「)」を加える。

第87条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第99条中「委員会の」の次に「許可を得なければならない。」を加え、「承認を要する」を「ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第109条中「終わった」を「終わった」に改める。

第113条及び第115条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第117条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第120条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第121条第1項中「終わった」を「終わった」に改める。

第123条中「取り消し」の次に「、」を加える。

第124条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「委員長は、」の次に「その写しを委員に配布する。」を加え、「職員をして朗読させる」を「ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第126条中「については」の次に「、」を加える。

第134条中「第29条」の次に「(」を加え、「配付」を「配布」に改め、「点検)」の次に「)」を、「第30条」の次に「(」を、「投票)」の次に「)」を、「第31条」の次に「(」を、「終了)」の次に「)」を、「第32条」の次に「(」を、「効力)」の次に「)」第1

項から第3項まで」を、「第33条」の次に「(」を、「報告)」の次に「)」を加える。

第137条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第138条第5項中「承認」を「許可」に改める。

第139条中「会議の議題となる前においては議長の、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない」を「会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。」に改め、「ならない」の次に「ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」を加える。

第140条の見出し及び同条第1項中「配付」を「配布」に改める。

第166条を第170条とし、第8章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第168条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条（（日程の作成及び配布））、第65条（（答弁書の配布））、第85条（（会議録の

配布))、第124条((答弁書の配布))、第140条((請願文書表の作成及び配布))
第1項及び第141条((請願の委員会付託))第1項の規定による議員に対する通知に
あつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該
通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する
ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)によ
る情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を
議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使
用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとると
ともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた
旨の通知を発した時のいずれか早いとき)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の
規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署
名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用
する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかか
わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えるこ
とができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本
人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係
る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の
当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うこ
とが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、
議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定
を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通
知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項ま
でにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第169条 この規則の規定(第29条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))第1項
(第73条((選挙規定の準用))において準用される場合を含む。)を除く。)において
議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規
定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当

該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第7章中第165条を第167条とする。

第6章中第164条を第166条とし、第161条から第163条までを2条ずつ繰り下げる。

第160条中「第38条」の次に「(」を、「付託)」の次に「)」を加え、「議決することは」を「議決することが」に改め、同条を第161条とし、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第162条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第159条第2項ただし書中「第50条」の次に「(」を、「保持)」の次に「)」を、「第112条」の次に「(」を加え、同条を第160条とする。

第158条中「すべて」を「全て」に改め、第5章中同条を第159条とし、第157条を第158条とする。

第156条の見出し中「印刷物」を削り、「配付」を「配布」に改め、同条中「、新聞紙、文書等の印刷物」を「等」に、「配付」を「配布」に改め、同条を第157条とし、第155条を第156条とし、第152条から第154条までを1条ずつ繰り下げる。

第151条中「、外とう、襟巻き、つえ」を「、コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改め、同条を第152条とし、第150条を第151条とする。

第149条の見出し中「決定書の交付」を「決定の通知」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第4章中第149条を第150条とする。

第148条中「第38条」の次に「(」を、「付託)」の次に「)」を加え、同条を第14

9条とし、第147条を第148条とし、第146条を第147条とし、第145条を第146条とする。

第144条中「、その内容が請願と同様に取り扱うことが適当と認められる場合」を「議長が必要があると認めるもの」に改め、第3章第2節中同条を第145条とする。

第143条中「については」の次に「、」を加え、第3章第1節中同条を第144条とする。

第142条第2項中「について」を「の」に改め、「の」を削り、同条を第143条とし、第141条を第142条とし、第140条の次に次の1条を加える。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。